

令和 5 年

郡山市教育委員会

3 月定例会議事録

令和5年 郡山市教育委員会 3月定例会議事録

日 時 令和5年3月23日(木) 午後2時30分

場 所 郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎5階)

出席委員 教育長 小野 義 明 教育長 阿部 亜 巳
職務代理者

委 員 今 泉 玲 子 委 員 阿 部 晃 造

委 員 藤 田 浩 志 委 員 田 中 里 香

出席者 教育総務部長 寄 金 孝 一
学校教育部長 嶋 忠 夫
教育総務部次長兼総務課長 渡 部 洋 之
学校教育部次長((併)こども部次長) 橋 本 香
こども部次長((併)学校教育部次長) 伊 藤 克 也
生涯学習課長 宗 形 直 美
中央公民館長 渡 邊 信 幸
中央図書館長 莊 原 文 彰
美術館長 菅 野 洋 人
学校管理課長 二 瓶 元 嘉
学校教育推進課長 日 下 明 彦
教育研修センター所長 難 波 和 生
総合教育支援センター所長 大 竹 学

書 記 岩 瀬 綾 子

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長の報告
- 4 議 事
 - 議案第5号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（人事）
 - 議案第6号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（校長人事）
 - 議案第7号 郡山市教育委員会各審議会等委員の委嘱について
 - 議案第8号 郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について
 - 議案第9号 郡山市立学校管理規則の一部改正について
 - 議案第10号 郡山市教育委員会の所管に係る郡山市個人情報保護条例施行規則の一部改正について
 - 議案第11号 郡山市学校給食共同調理場長の指定に関する規則の一部改正について
 - 議案第12号 郡山市部活動指導員の任用に関する規則の一部改正について
 - 報告第1号 専決処分事項の報告について（人事）
 - 報告第2号 専決処分事項の報告について（校長未満人事）
- 5 そ の 他
 - （1）新型コロナウイルス感染症関連について
 - （2）放課後児童クラブの指定管理者制度への移行に向けて
- 6 各課報告
- 7 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会令和5年3月定例会を開会いたします。
本日は、欠席委員がございませんので、本定例会は成立いたします。
なお、本日は、傍聴人はおられません。
はじめに、令和5年2月定例会の議事録の承認についてですが、何か御
意見等はございますか。

（なし）

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
令和5年2月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに
御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、教育長報告として1件、御報告いたします。

令和5年郡山市議会3月定例会代表質問、一般質問の概要について報告いたします。今回は代表質問と一般質問を合わせて、13名の議員から48件の質問がございました。主なものは、学校給食に関する事12件、図書館や学校司書に関する事8件、部活動の地域移行に関する事7件でございました。詳細につきましては、資料を御覧ください。

以上で、私からの報告を終わります。

教 育 長 次に、「4 議事」に入ります。本定例会には、議案第5号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（人事）」、議案第6号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（校長人事）」、議案第7号「郡山市教育委員会各審議会等委員の委嘱について」、議案第8号「郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」、議案第9号「郡山市立学校管理規則の一部改正について」、議案第10号「郡山市教育委員会の所管に係る郡山市個人情報保護条例施行規則の一部改正について」、議案第11号「郡山市学校給食共同調理場長の指定に関する規則の一部改正について」、議案第12号「郡山市部活動指導員の任用に関する規則の一部改正について」、報告第1号「専決処分事項の報告について（人事）」、報告第2号「専決処分事項の報告について（校長未満人事）」以上、議案8件及び報告2件が提出されております。議事の「議案第7号」については、人事案件であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14号第7項」の規定に基づき、非公開にすべき案件と考えます。委員の皆様にお諮りいたします。「議案7号」の案件の審議について、非公開とすることに対し、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教 育 長 出席者の3分の2以上の賛成でありますので、「議案第7号」の案件につきましては、非公開とすることに決しました。

つきましては、非公開の案件については、後ほどの「6 各課報告」終了後に審議することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、はじめに、議案第5号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（人事）」であります。報告第1号「専決処分事項の報告について（人事）」と関連することから一括して議題といたします。それでは、「議案第5号」及び「報告第1号」の事務局の説明を求めます。

総 務 課 長 はじめに、議案第5号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（人事）」について御説明いたします。令和5年4月1日付けで教育委員会の課長相当職以上の職員の人事異動について、臨時代理の処理を行いましたので、その承認を求めるとでございます。人事異動の内容につきましては、部長相当職が1名、部次長相当職が2名、課長相当職が10名、計13名の異動となっております。

次に、報告第1号「専決処分事項の報告について（人事）」について御説明いたします。こちらは教育委員会の課長相当職未満の職員の人事異動について、専決処分をいたしましたので、その報告をするものでございます。異動状況の概要につきましては、提出資料及び委員の皆様にご内示書でお知らせしたとおりでございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。「議案第5号」及び「報告第1号」については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第5号」及び「報告第1号」については、原案のとおり決しました。

次に、議案第6号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（校長人事）」であります。こちらの議案についても報告第2号「専決処分事項の報告について（校長未満人事）」と関連することから一括して議題といたします。それでは、「議案第6号」及び「報告第2号」の事務局の説明を

求めます。

学校管理課長

議案第6号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（校長人事）」であります。市内校長の人事異動について、緊急に処理する必要があり、「郡山市教育委員会教育長事務委任規則第5条第1項」の規定により、臨時代理の処理を行いましたので、その承認を求めるものでございます。初めに、校長の異動状況についてですが、小学校の転出等については、退職が9名、市外へ転出が1名、計10名であります。転入等については、他市町村からの転入が7名、行政機関からの転入が2名、市内副校長からの昇任が1名、計10名であります。次に、中学校における転出等については、退職による8名であります。転入等については、他市町村からの転入が4名、行政機関からの転入が1名、再任用校長が2名、市内義務教育学校からの異動が1名、計8名であります。義務教育学校における転出等については、市内中学校への転出が1名であります。転入等については、行政機関からの転入の1名であります。

併せて、報告第2号「専決処分事項の報告について（校長未満人事）」であります。まず副校長については義務教育学校のみとなりますが、転出が市内校長へ昇任1名、転入は市内教頭から昇任1名であります。次に、教頭の異動についてであります。小学校の転出等として、退職が3名、行政機関への異動が2名、校長又は副校長への昇任が5名、中学校へ異動が2名、計12名であります。転入等については、他市町村からの転入が4名、義務教育学校からの異動が1名、市内教諭からの昇任が5名、他市町村からの昇任が2名、計12名であります。中学校の転出等については、退職が3名、市外への転出が1名、行政機関への転出が3名、校長へ昇任が3名、計10名であります。転入等では、他市町村からの転入が2名、小学校から異動が2名、市内主幹教諭からの昇任が1名、市内教諭からの昇任が3名、行政機関からの昇任が1名、他市町村からの昇任が1名、計10名であります。なお、病休・休職の欄に1名の記載がありますが、今年度1年間休職されていた教頭先生がおりますが、令和5年度は教諭に降任し、学校現場への復帰となります。義務教育学校の異動は、転出が校長への昇任が1名、小学校への異動が1名、計2名であります。転入は市内教諭から昇任が1名、行政機関から昇任が1名、計2名であります。

只今御説明いたしました異動の内容については、提出書に掲載しております。なお、市教育委員会の割愛職員人事についてであります。転出者は7名で、内訳は課長相当職・校長職2名、課長補佐相当職・教頭職4名、教諭職1名であります。転入者については7名で、内訳は校長職2名、教

頭職5名であります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。「議案第6号」及び「報告第2号」については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第6号」及び「報告第2号」については、原案のとおり決しました。

次に、議案第8号「郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」の事務局の説明を求めます。

総 務 課 長 議案第8号「郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」御説明いたします。令和5年1月定例会で御審議いただきました御館小学校に同小学校を親校、御館中学校を子校とする親子方式による共同調理場を設置する郡山市学校給食共同調理場条例の一部改正につきまして、市議会3月定例会本会議において3月17日に議決をいただきました。つきましては、同条例の改正に伴い、新たに学校管理課に属する出先機関として郡山市立御館小学校共同調理場を加える改正を行うものであります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。議案第8号「郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第 8 号」については、原案のとおり決しました。

 次に、議案第 9 号「郡山市立学校管理規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

学校管理課長 議案第 9 号「郡山市立学校管理規則の一部改正について」であります。地方公務員法の一部が改正され、定年前再任用短時間勤務制が令和 5 年度から導入されることに伴い、本規則で地方公務員法を引用している部分について改正が必要になったことから、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものであります。施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日となります。

 説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

 (なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。議案第 9 号「郡山市立学校管理規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

 (異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第 9 号」については、原案のとおり決しました。

 次に、議案第 10 号「郡山市教育委員会の所管に係る郡山市個人情報保護条例施行規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

総 務 課 長 議案第 10 号「郡山市教育委員会の所管に係る郡山市個人情報保護条例施行規則の一部改正について」、御説明いたします。令和 3 年 5 月の個人情報の保護に関する法律の改正により、地方公共団体を含む個人情報保護制度の全国的な共通ルールが定められたことから、既存の郡山市個人情報保護条例を廃止し、新たに同法に基づく郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例が昨年 12 月に制定されました。つきましては、教育委員会の所管に係る個人情報は、これまで郡山市個人情報保護条例を適用し運用してまいりましたが、今後は、法改正後の個人情報の保護に関する法律及び郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例が適用されますことから、郡山市教育委員会の所

管に係る郡山市個人情報保護条例施行規則の一部を改正するものであります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。議案第 10 号「郡山市教育委員会の所管に係る郡山市個人情報保護条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第 10 号」については、原案のとおり決しました。

次に、議案第 11 号「郡山市学校給食共同調理場長の指定に関する規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

学校管理課長 議案第 11 号「郡山市学校給食共同調理場長の指定に関する規則の一部改正について」であります。御館小学校を親校、御館中学校を子校とする親子給食を実施するため、郡山市立御館小学校共同調理場を開設することから、郡山市立御館小学校共同調理場の長に、郡山市立御館小学校長を指定するものであります。施行期日は令和 5 年 4 月 1 日となります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。議案第 11 号「郡山市学校給食共同調理場長の指定に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第 11 号」については、原案のとおり決しました。

次に、議案第 12 号「郡山市部活動指導員の任用に関する規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

学校管理課長 議案第 12 号「郡山市部活動指導員の任用に関する規則の一部改正について」であります。令和 5 年度から 7 年度までに休日における部活動を段階的に地域に移行するよう国が推進していることから、その担い手となりうる部活動指導員の任期を通年とすることで、切れ目なく部活動指導員を部活動に従事させることができることから、部活動の地域移行を推進するために改正するものでございます。施行期日は令和 5 年 4 月 1 日となります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。議案第 12 号「郡山市部活動指導員の任用に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第 12 号」については、原案のとおり決しました。

次に、「5 その他」に入ります。(1)「新型コロナウイルス感染症関連について」、事務局の説明を求めます。

学校教育部長 3月の児童生徒及び教職員の新型コロナウイルス感染症の感染の状況ですが、22日までに報告があった件数は、小学校と義務教育学校前期課程の小学生 50名、中学生が 18名、教職員 2名、計 70名が罹患いたしました。1日平均としますと、3.2名であり、2月の1日平均 8.8名と比べますと、激減しております。また、報告者なしの日もでてきました。11月、12月と比べますと、本当に大きく減少しております。教職員の感染状況についてですが、3月はこれまで2名の感染であり、教職員の感染も落ち着いています。先週1週間の感染の状況をまとめた資料ですが、感染者の数

が少ないため、男女比等に偏りが見られます。なお、新型コロナウイルス感染症の学校からの報告も本日までといたしますので、教育委員会での報告も今月までとさせていただきます。

次に、別紙通知の通り、新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方については、児童生徒、教職員ともマスクの着用は求めないこととなります。本日の小学校の卒業式は、子どもたち、教職員は基本的にマスクなしで挙行し、全小学校で無事に終了した報告をいただきました。明日から、子どもたちは春休みとなります。基本的な感染対策をしながら春休みを過ごして、新学期、元気いっぱい新しい学年がスタートできるよう各学校で指導したところであります。

なお、インフルエンザの罹患状況ですが、22日現在で小学生が20名、中学生が4名、計24名となっております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

藤 田 委 員 入学式についてですが、通知を見ると、来賓についても制限を設けないということで、市長や市議会議員等が来賓でいらっしゃることも想定されるかと思いますが、次の入学式ではこういった対応になるのでしょうか。

学校教育推進課長 入学式の来賓についてですが、市からの出席はございません。地域の方やPTA関係の方が主になると考えております。

藤 田 委 員 学校の判断でお呼びするということによろしいでしょうか。

学校教育推進課長 はい。

藤 田 委 員 次の入学式までは期日が短いため、急遽通知等が届いて対応が変更になると困ると思いますので、柔軟に対応していただければと思います。

教 育 長 その他、ございますか。

阿部教育長職務代理者 今現在登校前にリーバーというアプリを使って毎朝体温の申告をしておりますが、この体温の申告の取組は、いつまで行うかの目途はついておりますでしょうか。また、これまでは新型コロナウイルスに感染した疑いがある場合の欠席は、出席停止として欠席の日数に含めない運用となってい

たかと思いますが、その切替えについては、いつ頃になるのでしょうか。

学校教育推進課長 文部科学省で出しております「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改正されましたが、健康観察や感染に対する不安のための欠席等の対応については従来通りということですので、おそらく5類感染症に変更される5月7日までになると思われます。

教 育 長 その他、ございますか。

(なし)

教 育 長 次に(2)「放課後児童クラブの指定管理者制度への移行に向けて」、事務局の説明を求めます。

こども政策課長 「放課後児童クラブの指定管理者制度への移行に向けて」について、御説明いたします。12月の本定例会におきまして、本市が直営で運営しております放課後児童クラブについて、市民サービスの向上や効率的な事業運営を目的に、指定管理者制度の導入について行っていくことで御説明させていただきました。2024年4月から本市の放課後児童クラブが指定管理者制度に移行できるよう、本年1月27日に事業者選定審議会を設置するとともに、令和5年3月郡山市議会におきまして、郡山市放課後児童クラブ条例の一部改正を行いました。事業者選定審議会につきましては、指定管理者の選定に際して、透明性・公平性を維持するため、郡山市事業者選定審議会条例に基づく附属機関として設置するものでありまして、児童クラブにおけるサービス向上や効率的な事業運営を定める仕様書や事業者の選定基準等の内容、そして指定管理者の候補者の選定について審議を行うものであります。委員につきましては、児童クラブの運営や児童の健全育成について専門的見地のある学識経験者や弁護士、社会保険労務士、税理士に本市こども部長を加えた6名で構成するものであり、それぞれの専門分野における助言をいただくこととしております。先日3月20日に第2回審議会を開催し、募集要項、仕様書について確定し、今月末から事業者の募集を開始いたします。その後の審議会におきまして、応募のあった事業者の提案内容について審議、指定管理者候補の決定を行い、9月議会で指定管理者指定議案を上程する予定でございます。指定管理者制度の導入におきましては、今回この児童クラブにおいては入所児童や支援員など関係する方々も多く、丁寧に説明を行い御理解

をいただき進める必要がありますので、通常より準備期間を長く6か月程度確保することとしております。

次に、放課後児童クラブ条例の一部改正についてであります。児童クラブは現在18時30分までの開所時間であり、保育所が19時30分までの延長保育を行っているということもありまして、保護者の方に対するアンケートでは開所時間の延長を望む保護者が4割以上いる状況でありますことから、今回の指定管理者制度の導入に合わせ、開所時間を延長するとともに、延長使用料及び減免・軽減の規定を定めるものであります。現在の利用状況では、土曜日は通常の利用者の1割にも満たない利用率ということから、延長については土曜日を除く平日について利用延長制として開所時間を19時30分までと変更いたします。利用料金は1日200円、減免・軽減につきましては、月額使用料と同様の考えといたしまして、就学援助・ひとり親・多子世帯の2人目以降につきましては一般の額200円の2分の1の1日100円、生活保護世帯については無料といたします。施行につきましては、指定管理者制度開始に合わせ、2024年4月1日としております。なお、指定管理指定後の利用料金については、利用料金制が導入されることになり、月額使用料、延長使用料が指定管理者の収入となることとなっております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

藤 田 委 員 現在児童クラブを利用する際に、おやつ料金が決まっていますが、アレルギーがある児童で持参する場合は、その金額が差し引かれております。そのことについては指定管理者制度導入後も継続されるのでしょうか。

また、民間事業者の運営に変わるということで、アレルギーを持つ児童の保護者は、引継ぎが上手くいくのかが不安を感じている方もいると思いますが、移行時の情報の伝達等についての状況をお聞かせください。

こども政策課長 おやつについては、現在は保護者会での運用ということになっており、保護者会ごとの判断となっておりますが、指定管理者制度導入後は、おやつも市の業務として運営に含めていくこととなりますので、指定管理者での判断となりますが、アレルギーについては十分配慮しなければならない内容でありますので、市でもしっかり確認を進めていきます。また、引継ぎについては、6か月間の準備期間を取りますので、しっかりと引継ぎをし、支援員についても継続性を持たせることが重要だと考えておりますので、希望する

支援員については継続しての雇用に配慮するようにしており、継続性については十分配慮した形となっております。

教 育 長 その他、ございますか。

(なし)

教 育 長 次に「6 各課報告」に入ります。

(各所属、下表案件について報告)

No	所 属 名	件 名
1	生涯学習課	郡山市社会教育委員の会議からの提言書提出について
2	中央図書館	「郡山市図書館基本的運営方針（案）」パブリックコメント実施結果報告について
3	美術館	郡山市立美術館開館 30 周年記念展 2「ヨハネ・パウロ 2 世美術館展」について
		鑑賞学習対応について
		ワークショップ「テンペラで楽しく描こう」について
		文化講座「中本マリ ジャズ・ライブ」について
4	学校教育推進課	令和 5 年度郡山市（篤志）奨学資金奨学生の決定について
		令和 4 年度郡山市立中学校就学審査会の結果について（令和 5 年度入学生対象）
		通学区域の弾力的運用制度（特認校制（西田学園後期課程）申請状況について
		令和 4 年度通学路合同点検実施箇所等について

5	教育研修センター	2月教職員研修講座等の実施状況について
6	総合教育支援センター	令和4年度 月別不登校児童生徒数の状況 1月について
7	こども家庭支援課	県ヤングケアラー実態調査結果について

教 育 長 各課の報告が終了しましたので、先ほど非公開としました議事の審議に入ります。本日は、傍聴人がおりませんので直ちに審議に入ります。

（「議案第7号」の案件を非公開で審議し、全会一致で原案のとおり承認。）

教 育 長 本定例会に提出された案件は以上となります。その他、委員の皆様から御意見等ありますか。

藤 田 委 員 先日、他県の中学校に刃物を持った高校生が侵入し、教諭の方が怪我をされた事件があり、小中学校のセキュリティについて見直す必要があるのではないかと考えておりますが、訪問される方が入室される際に、オートロックやインターホンのカメラなどで確認した上で遠隔で鍵を開けることはできるのでしょうか。また、職員室や事務室が玄関の近くにある学校ばかりではないということや、小規模校では人数が足りずに授業中は対応ができない事例もあると思いますので、このことについて対応等ありますでしょうか。

総 務 課 長 安全対策としては、一義的には鍵を閉め、来客時などは開錠するというところでありますが、職員室が離れているなど毎回開錠に行くことが難しい場合は、大規模な修繕に合わせ、職員室や事務室からインターホンで確認が取れば開錠できる装置を設置しております。まだ装置が設置されていない学校もありますので、そちらについては今後の課題となっております。安全システムとしては、各教室に、ボタンを押すと教室で事案が発生したことを放送する設備が既に設置されております。また、大阪の池田小学校の事件以降、さすまたの設置や安全教育の中でさすまた使用の訓練を行う対応をしておりますが、それが万全ではありませんので、今後も対策を検討してまいります。

学校管理課長 事件が発生した際に、学校管理課から各学校に通知を発出いたしました。

危機管理マニュアルについてもう一度見直すこと、児童生徒が登校した後に、昇降口の施錠の確認することを依頼いたしました。ただ、体育館での体育の授業などは換気のため出入り口を開けながら実施していることもありますので、もしもの際の対応について教職員でもう一度確認し報告体制を取ることを確認したところでございます。令和5年度に、計画がきちんと立てられているか再度確認することとしております。

藤田委員 予算の関係もあり、全ての学校に急に装置を設置することは難しいことは承知しておりますが、PTAで会費に余裕がある場合に、設置費用を寄附したいという意見もありました。そのことについて、備品管理上など問題はございませんか。

総務課長 備品の寄附については総務課において対象校を選定し、設置をしております。ただ、維持管理について費用が発生する場合はそのことについて考慮し寄附受け入れの判断をいたしますので、個別に御相談していただければと思います。

藤田委員 小中学校の安全が確保されるような対策について、保護者側からもぜひ協力していきたいと思っております。

教育長 その他、ございますか。

(なし)

教育長 事務局から他にありますか。

(なし)

教育長 ないようですので、以上で郡山市教育委員会令和5年3月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後3時58分